

条件反射制御法学会選挙規定 現行規定と改正案の対照表

現行規定	改正案
<p>第1条（理事及び監事の選出）</p> <p>1. 理事及び監事は会員の直接選挙により選出する。</p> <p>2. 理事及び監事は立候補した候補者の中から、選挙により選出する。</p>	<p>第1条（理事及び監事の選出）</p> <p>1. 選挙管理委員会は、理事及び監事の立候補を受け付け、立候補者が、理事選挙では10名から15名、監事選挙では2名であれば、立候補者を当選者に決定するものとする。</p> <p>2. 選挙管理委員会は、理事乃至監事の立候補者が、第1項に掲げる人数以外であった場合、会員が投票する方法により選出するものとする。</p>
<p>第5条（選挙管理委員会）</p> <p>1. 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行なう。</p> <p>2. 選挙管理委員会は、理事会の指名する理事2名及び理事以外の会員2名をもって組織する。</p>	<p>第2条（選挙管理委員会）</p> <p>1. 理事及び監事選挙に立候補予定のない会員2名が理事会により選挙管理委員に指名され、会員の同意をもって任命され、選挙管理委員会を組織する。</p> <p>2. 選挙管理委員は、話し合いにより委員長を定める。</p>
<p>第2条（選挙権）</p> <p>理事及び監事選挙の有資格者は、選挙管理委員会の確認した選挙権有資格者名簿作成時点において、選挙実施年度を含めて、過去3年間に1年分以上会費を納入したものに限る。</p>	<p>第3条（選挙権及び被選挙権）</p> <p>理事及び監事選挙の選挙権者及び被選挙権者は、選挙告示時点において、その年度の会費を納入済みの者に限る。</p>

<p>第3条（投票方法）</p> <p>1. 理事選挙の投票は外国を含む全国1区で行ない、10名以内の連記とする。投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。</p> <p>2. 監事選挙の投票は外国を含む全国1区で行ない、1名の単記とする。投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。</p> <p>3. 投票方法は下記2通りとし、年度ごとに理事会でいずれかの方法を決定する。</p> <p>① 学術集会会場で選挙を行う場合には、選挙管理委員会が投票会場で選挙権者に投票用紙を手渡し、選挙権者が投票箱に投票する。</p>	<p>第4条（立候補）</p> <p>1. 立候補は選挙管理委員会にその旨を本人から申し出る。</p> <p>2. 選挙管理委員会は、申し出のあった立候補者の氏名を、学会のホームページで公表する等の方法により、速やかに会員に伝える。</p> <p>第5条（投票方法）</p> <p>1. 理事選挙及び監事選挙の投票は外国を含む全国1区で行い、投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。</p> <p>2. 理事選挙の立候補者が16名以上の場合、及び監事選挙の立候補者が3名以上の場合、投票用紙は立候補者名を連記したものをを用い、理事については10名、監事については2名の候補者名に○を付けるものとする。</p> <p>3. 理事選挙の立候補者が9名以下の場合、10名に不足する数の会員名を書いて投票を行う。</p> <p>4. 監事選挙の立候補者が1名以下の場合、2名に不足する数の会員名を書いて投票を行う。</p> <p>5. 投票方法は下記3通りとし、年度ごとに理事会でいずれかの方法に決定する。</p> <p>① 学術集会会場で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票会場で選挙権者に投票用紙を手渡し、選挙権者が投票箱に投票する。</p>
---	--

② 郵送で選挙を行う場合には、選挙管理委員会が投票用紙を選挙権者に郵送し、選挙権者がそれを選挙管理委員会に返送する。

第4条（当選者の決定）

1. 当選者は、投票の得票数の多い順から選ぶ。得票数が同数の場合は、抽選で順位を定める。理事に当選した者で就任を辞退するものがあつたときは、得票数の多い順に繰り上げて当選するものとする。就任後の退任に伴う補充は行なわない。
2. 候補者の数がその定員を超えないときは、投票を行わず、その候補者を当選者とする。

② 郵送で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票用紙を選挙権者に郵送し、選挙権者がそれを選挙管理委員会に返送する。

③ インターネットを通し、もしくはインターネットと郵送とを組み合わせ、不正投票を防止し、且つ秘密投票を保障できる方法で投票を行う。

第6条（当選者の決定）

1. 立候補者が定員を超えた場合の選挙における当選者は、得票数の多い順から当選者を決定する。当落線に同数得票者が複数となった場合は、抽選で当選者を決定する。
2. 理事選挙の立候補者が9名以下であつた場合の投票において、得票が上位の者に理事就任を依頼し、受け入れた者が理事に就任する方法で、理事数を10名にする。但し、上位の得票者で同数の得票者が複数であつた結果、理事数が10名以上となる場合、その全員に理事就任を依頼し、受け入れた者が理事に就任する。
3. 監事選挙の立候補者が1名以下であつた場合の投票において、得票が上位の者に監事就任を依頼し、受け入れた者が監事に就任する方法で、監事数を2名にする。但し、上位の得票数を得た者で同数の得票者が複数であつた結果、監事数が3名以上となる場合、その者達が合議

<p>第6条（改正） 本規定の改正は総会の議決を要する。</p> <p>付則 2019年10月5日第八回学術集会における総会において本規定を全面改正</p>	<p>し、いずれかが監事に就任する。</p> <p>第7条（改正） 本規定の改正は総会の議決を要する。</p> <p>付則 1. 施行日 2017年4月26日 2. 最終改正日〇〇〇〇年〇月〇日</p>
--	---